

## ○数値の算定及び等級の格付け要領（昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号）の一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 条～第 4 条 （略）  第 4 条の 2 （略）  （1）～（2） （略）  （3） （略）  イ 一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「<u>登録海上起重基幹技能者</u>」又は「<u>海上起重作業管理技士</u>」の認定試験に合格し、登録を受けている専門技術者数に応じて、別表 28 の点数欄の点数とする。  ロ （略）  2 （略）  第 4 条の 3～第 7 条 （略）</p> <p>附則 （略）</p>	<p>第 1 条～第 4 条 （略）  第 4 条の 2 （略）  （1）～（2） （略）  （3） （略）  イ 一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「<u>海上起重作業管理技士</u>」の認定試験に合格し、登録を受けている専門技術者数に応じて、別表 28 の点数欄の点数とする。  ロ （略）  2 （略）  第 4 条の 3～第 7 条 （略）</p> <p>附則 （略）</p>

別表 1～30 (略)

別表31 (第4条の2第2項第1号ロ関係—業務経歴等による点数)

①業務経歴

特別事項の審査基準日までの2年間に完了した測量調査の業務経歴(ただし、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る業務については、地方整備局(港湾空港関係)の資格審査基準と同等のものに限る。)に係る下表の業務実績に応じた点数を次の算式により算出した点数(小数点以下切捨て)とする。

下表

事項	点数	特別な工事	
右欄に掲げる特別な工事に係る業務又は客観点数に基づき別表32(2)により格付けした等級の上位等級の業務実績	60	空港等土木工事	飛行場の基本施設の築造工事
		港湾土木工事	水深1.5m以深の外郭施設及び水深1.3m以深の係留施設の築造工事
		空港等舗装工事	飛行場の滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの舗装工事
客観点数に基づき別表32(2)により格付けした等級と同位等級の業務実績	40		

算式  $A \times 2 / 3 + B \times 1 / 3$   
 A：当該地方整備局の業務経歴点数  
 B：当該地方整備局以外の業務経歴点数

②新技術・新工法等の開発の実績

特別事項の審査基準日の前日までの2年間に完了した測量調査における新技術・新工法の開発に係る民間技術評価制度による認定及び工法特許の実績を、下表に応じ算出した点数とする。

下表

新技術・新工法等の開発の実績	点数
10件以上	20
1件以上10件未満	10
0件	0

別表 32、33 (略)

別表 1～30 (略)

別表31 (第4条の2第2項第1号—業務経歴等による点数)

①業務経歴

特別事項の審査基準日までの2年間に完了した測量調査の業務経歴(ただし、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る業務については、地方整備局(港湾空港関係)の資格審査基準と同等のものに限る。)に係る下表の業務実績に応じた点数を次の算式により算出した点数(小数点以下切捨て)とする。

下表

事項	点数	特別な工事	
右欄に掲げる特別な工事に係る業務又は客観点数に基づき別表31(2)により格付けした等級の上位等級の業務実績	60	空港等土木工事	飛行場の基本施設の築造工事
		港湾土木工事	水深1.5m以深の外郭施設及び水深1.3m以深の係留施設の築造工事
		空港等舗装工事	飛行場の滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの舗装工事
客観点数に基づき別表31(2)により格付けした等級と同位等級の業務実績	40		

算式  $A \times 2 / 3 + B \times 1 / 3$   
 A：当該地方整備局の業務経歴点数  
 B：当該地方整備局以外の業務経歴点数

②新技術・新工法等の開発の実績

特別事項の審査基準日の前日までの2年間に完了した測量調査における新技術・新工法の開発に係る民間技術評価制度による認定及び工法特許の実績を、下表に応じ算出した点数とする。

下表

新技術・新工法等の開発の実績	点数
10件以上	20
1件以上10件未満	10
0件	0

別表 32、33 (略)